

認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

○無償化の対象

市から「**保育の必要性の認定**」を受けた

- ・ 3～5歳児
- ・ 0～2歳児（保護者が住民税非課税の場合のみ。詳細は保育課に御確認ください。）

○無償化の対象施設

市HPに市内の無償化確認施設一覧を掲載

都道府県等に届出をした、認可外保育施設（一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）

ただし、こども園のような認可保育所等（保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育事業）を利用している場合、認可外保育施設等の利用料は原則として無償化の**対象外**です。

※在籍する幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む預かり保育の提供時間数が平日8時間未満、または開所日数200日未満）のみ無償化の対象となります。

○無償化の上限額

- ・ 3～5歳児：月額**3.7万円**（R8.10月以降利用分は**月額4.03万円**）
- ・ 0～2歳児：月額**4.2万円**（R8.10月以降利用分は**月額4.57万円**）

※無償化の対象は保育料のみです。（通園送迎費、食材料費、行事費等は含まれません。）

○「保育の必要性の認定」を受けるために

- ・ 施設等利用給付認定申請書
- ・ 要件証明書（父、母とも）

を、利用を開始する 5 開庁日前までに市へ提出してください。

※書類不備などで利用開始日に間に合わなかった場合、認定決定日までの利用料は無償化の対象外となります。

＜保育の必要性の認定を受けるための要件＞

保護者の状況	時間・期間等
就 労	月60時間以上の労働 ※0～2歳児は内職・家族従業者不可 ※育休期間は不可
出 産	予定月と前後2か月を含めた5か月間 ※多胎児出産の場合は、予定月と前後4か月を含めた9か月間
病 気	保護者が病気もしくは負傷し、又は心身に障がいがある場合又は以下の障がい者手帳がある場合 ・身体障がい者手帳（1級・2級・3級のみ可） ・療育手帳（A判定・B判定のみ可） ・精神障がい者保健福祉手帳
看 護	同居の親族を常時看護又は介護している場合
就 学	月60時間以上の就学 学校教育法に規定する学校に在学している又は職業訓練学校等で行う職業訓練を受けている場合
通園・通学	保護者同伴の通園・通学が必要な児童に付き添う場合（発達センター通園児等）
求職活動	継続的に求職活動を行っている場合（3か月以内に就労証明書の提出が必要）
災 害	居所の復旧等

○自営業・農業・林業に従事する場合

自営業・農業・林業については添付書類（※）が必要です。

- ・申請時に添付書類が提出できない場合は、認定開始日の翌月末までに添付書類の提出が必要です。
- ・年1度の現況確認時に自営業・農業・林業の要件で就労証明書を提出する場合は、必ず添付書類の提出が必要となり、提出がない場合は、認定は遡って取り消されます。

【添付書類】

- ・最新の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書B第一表・第二表」
※申請年の1月1日以降に開業した場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」
- ・（農業・林業の場合）上記に加えて、保護者の氏名・従事日数が記載された「農地基本台帳」（従事日数0日は不可）

○給付について

- ・利用料については、施設が指定する方法によりお支払いください。
 - ・後日、給付の請求書を市へ提出していただくと、口座振込にて還付させていただきます。
- ※給付請求には各施設が発行する領収証、提供証明書（ファミリー・サポート・センター事業の場合は活動報告書）が必要となります。

＜給付請求の受付期間＞

- ・2月、5月、8月、11月（年4回）の10日～20日（受付開始、終了日が閉庁日の場合は翌開庁日）

※支払は受付の約2か月後になります。